

さいたま市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

さいたま市人事委員会委員長 白鳥敏男

さいたま市人事委員会規則第3号

さいたま市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の任用に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(試験の種類等) 第4条 [略] 2 昇任試験の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>消防司令補昇任試験</u> (2) [略] 3 [略]	(試験の種類等) 第4条 [略] 2 昇任試験の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>係長級昇任試験</u> (2) [略] 3 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。